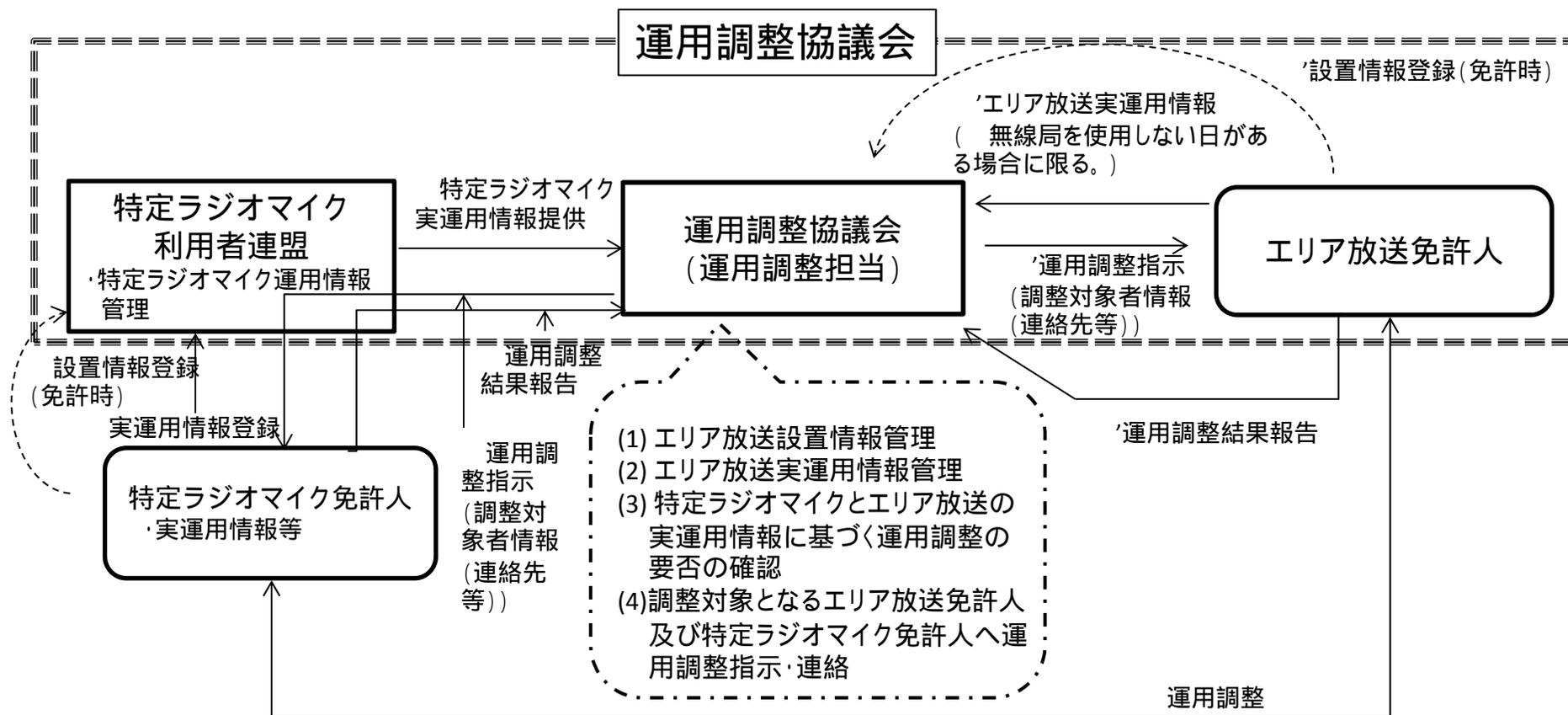


## 運用調整の手順(たたき台)

(注) 本検討はあくまでも現時点での調整手順イメージであり、今後、連絡会(仮称)設置後、エリア放送の設置状況、ラジオマイクの移行状況及び特定ラジオマイクチャンネルリストの内容等により、連絡会(仮称)においてさらに議論を行うことが前提

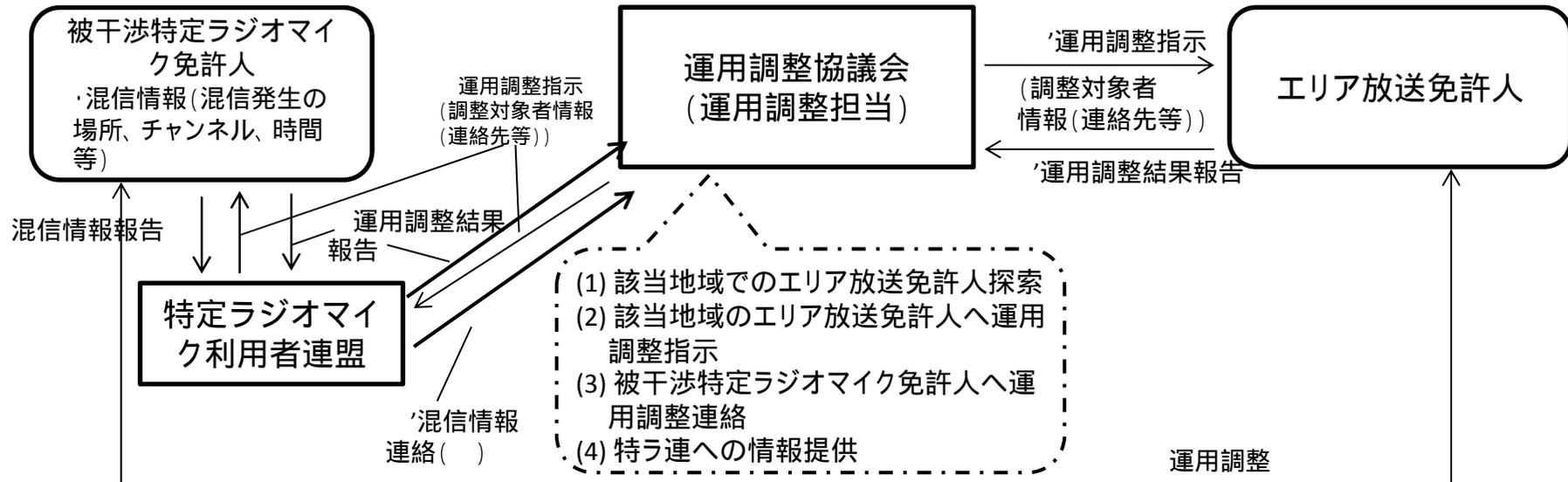
### □ 特定ラジオマイクとエリア放送間の運用調整手順



・ は直接協議会(運用調整担当)から特定ラジオマイク免許人に連絡する手順とすることも考え得る。

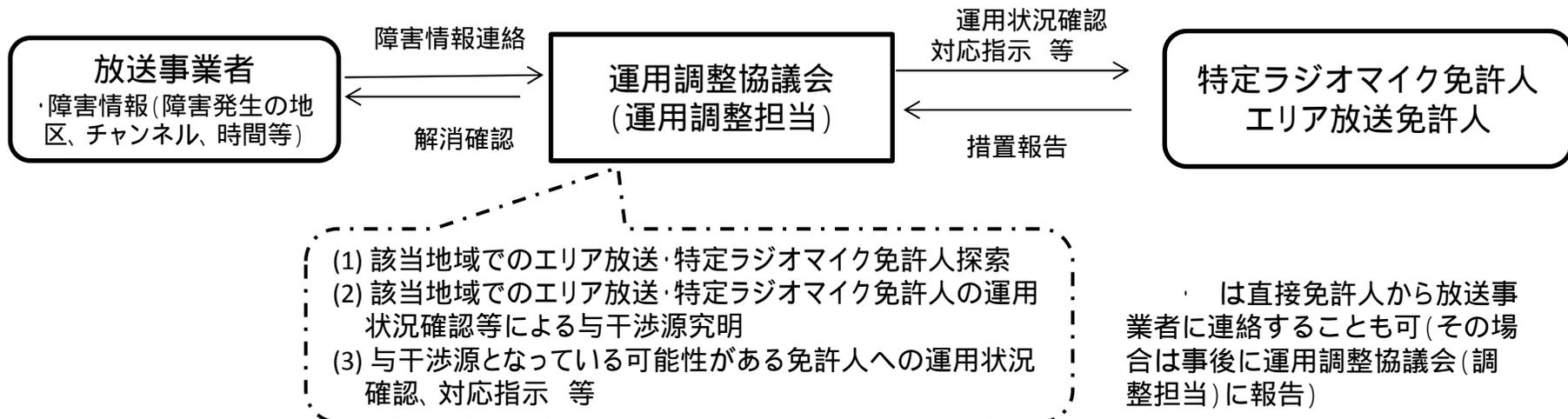
運用調整協議会(運用調整担当)は、特定ラジオマイク免許人団体・エリア放送免許人以外の、中立的かつ技術的な知見を持つ者又は団体とする

## □ 特定ラジオマイク混信発生時の対応手順



特定ラジオマイク利用者連盟は、他の特定ラジオマイクが混信原因となっている可能性について確認し、他の特定ラジオマイクが混信原因ではない場合は、運用調整協議会に連絡

## □ 地デジ受信障害発生時の対応手順



## 運用情報の登録

### [特定ラジオマイク]

- 無線局免許申請時に特ラ連へ免許申請情報を登録（免許が得られた際も報告）
- 実運用の都度、事前に特ラ連へ実運用情報を登録（運用連絡票を提出）
- 特ラ連では実運用情報を管理し、運用調整協議会と情報共有

#### 【登録項目】

- ✓ 免許人(運用担当部署)・氏名/電話番号
- ✓ 設置場所(固定型のみ( )), 使用場所(可搬型のみ)
- ✓ 使用日時
- ✓ マイク方式(デジタル・アナログ)/本数
- ✓ 屋内/屋外の別
- ✓ その他特定ラジオマイク免許人とエリア放送免許人との間の運用調整に必要と認められる情報

### [エリア放送]

- 無線局免許申請時に運用調整協議会へ設置情報を登録（免許が得られた際も報告）
- 無線局を使用しない日がある場合は、実運用の都度、事前に実運用情報を登録

#### 【登録項目】

- ✓ 免許人(運用担当部署)・氏名/電話番号
- ✓ 設置場所( )
- ✓ 使用日時(無線局を使用しない日がある場合のみ)
- ✓ 送信諸元(使用チャンネル、空中線電力(実効輻射電力)等( ))
- ✓ 使用しない日があるエリア放送か否かの別( )

(注： は免許申請時のみの登録項目)

免許申請時の登録情報は一部又は簡易なものとし、免許が得られた際に正式に免許情報・設置情報を登録することも考えられる。

## (参考)パブリックコメントにおける運用調整手順に関する意見(抜粋)

- エリア放送の免許申請に関する情報(申請の有無を含)は、企業情報やノウハウ等もあり、免許審査に必要最小限の止むを得ない範囲で、免許人の関係する権利保護も前提に公開されるべき、調整作業対象外の特定ラジオマイク関係者も含めて一括公開することは不適切。[匿名]
- 新たな特定ラジオマイクが既存のエリア放送に対して協議を申し込む場合は、「特定ラジオマイクの申請者は、十分な時間的な余裕を持って協議を始めること」の一文の追加願いたい。[エリア放送開発委員会][匿名]
- 公益的な側面が強いので、日々の運用管理状況は、一般に公開されるべき。[個人]
- 運用連絡調整方法については、相互通信機能を持つインターネットなど効率的な連絡方法の整備構築が必要。[社団法人日本演劇興行協会]